

社会保険労務士法人愛知労務 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月26日から2025年4月25日までの3年間

2. 内容

目標1：社内の育児・介護休業等に関する規則に基づき制度周知を図る。また顧問先にも制度の説明をする。

(対策)

2022年5月中旬 2020年4月以降の改正育児・介護休業等に関する規則について社内講習により周知を行う。

2022年9月下旬 2020年10月以降の改正育児・介護休業等に関する規則や利用手順についてのミーティング等で周知を徹底する。

目標2：改正育児・介護休業法について、社内及び顧問先に周知する。

(対策)

2022年6月初旬 パンフレットなどにより改正育児・介護休業法について社員への周知をし、顧問先からの質問に的確に答えられるようにする。

目標3：業務改善および社員の意識改革への取り組み、所定労働時間の削減を図る。

(対策)

2022年5月初旬 業務の現状把握と効率化、担当割り当てについての提案を各社員からヒヤリングする。

2022年8月から 業務の分担割り当てを確認し、各人の処理時間を平等になるように担当替えを実施する。